

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730102

研究課題名（和文）欧州の国際河川条約制度における資源配分規範と環境保護規範の調整の実証的研究

研究課題名（英文） Normative Reconciliation between Water Resource Distribution and Environmental Protection in the International Watercourse Regimes in Europe

研究代表者

堀口 健夫 (HORIGUCHI TAKEO)

北海道大学・大学院公共政策学連携研究部・准教授

研究者番号：10374175

研究成果の概要（和文）：本研究では、本来河岸国間の水資源利用の調整を目的としてきた非航行利用に関する国際河川条約制度において、その後発展した国際環境法規範との調整がいかに図られつつあるのか、欧州の条約制度の実行や法典化文書、学説を主な手掛かりに、論点を抽出・検討した。その結果、環境と開発の統合を求める持続可能な開発の概念の提唱のもと、資源利用を従来規律してきた衡平利用原則が環境保護の考慮を射程に含めつつあること、また越境環境影響評価といった手続的な規範が重要な役割を果たしていることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this research project, I explored how environmental principles had been reconciled with traditional norms for resource distribution among bordering states in International Watercourse Regimes, especially in Europe. It was clarified that environmental protection and resource distribution was being gradually integrated under the concept of Sustainable Development by extension of so-called Equitable Use Principle and new development of procedural obligations such as transboundary Environmental Impact Assessment.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：国際環境法、国際河川法、予防原則、持続可能な開発、衡平利用原則、重大損害禁止原則、越境環境影響評価

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者はこれまで、持続可能な開発や予防原則等、国際環境法上の「法原則」或いは「アプローチ」と呼ばれる概念の法的意義の研究を行ってきた。これらの概念は、国家の行為の違法性の判断基準を提供する

とは必ずしも言えないが、少なくとも関連条約の解釈・発展に指針を与える機能を期待され、環境保護を目的として設立された条約制度の発展を指針づけるのみならず、本来環境保護以外の目的で設立された条約制度においても明示・黙示に採用され、環境保護の考慮を広く国際法制度に浸透させる役割も果

たしている。そうした機能が展開するなかで、今日重要な論点となっているのが、環境保護以外の価値に基礎付けられた諸規範との調整の問題である。例えば、近年の国際漁業管理においても「予防原則（予防アプローチ）」の採用が議論されているが、実際の条約制度では、「持続的利用の原則」など、資源利用に関する法規範と整合的な形で具体的な制度化が進められてきている（科学研究費・若手研究（B）「海洋生物資源保全における予防原則の規範的意義の研究」（平成17年～18年度））。研究代表者は、こうした自身の研究成果を通じて、国際環境法上の「原則」の現実の機能とその射程を論じるにあたっては、他の関連法規範との調整という視点が極めて重要であることを改めて認識するに至った。そして漁業分野以外の条約制度にも検討の射程を広げることで、それらの「原則」の機能の動態をより包括的かつ精緻に把握したいと考えた。

(2) 従来学説では、予防原則や持続可能な開発といった概念については、その法的地位（一般国際法であるかどうか）や、法規範としての特性（準則か原則か）、意味内容、といった論点の理論的・実証的検討が徐々に進みつつあるが、既存の法規範との調整という観点からの研究は十分とはいえず、このことが環境法原則の機能に関する理解の限界となってきたように思われる。

2. 研究の目的

(1) 以上のような問題意識・研究状況を背景に、本研究は、国際環境法の「原則」と呼ばれる概念の機能の動態をより包括的かつ精緻に理論化するために、国際河川制度の実証的研究に取り組むことを目的としている。国際河川分野の制度は、歴史的に開発志向の性格が強く、環境法原則との調整が比較的早くから問題として顕在化した。国際河川制度は、元々航行利用の規律を目的としたが、20世紀には淡水資源の河岸国への配分を目的とする資源管理法として発展し、各国は共有資源たる淡水資源を衡平に利用する権利があるとする衡平利用原則が基本原則として確立した。だが他方で、越境汚染の問題も早くから顕在化したため、他国に重大な環境損害を与えてはならないとする損害禁止原則が発展し、遅くとも20世紀半ばには衡平利用原則との関係が重要な論点となった。さらにその後1990年代に入ると、予防原則のように環境保護を増進する新たな概念が採用されるようになり、衡平利用原則との調整が益々問題化している。以上のように国際河川制度は、元来環境保護以外の目的で形成された条約制度においての、環境法「原則」の

機能と具体的意義を実証するにあたって、実践の蓄積のある格好の国際法分野であるといえる。

(2) そこで本研究では、予防原則や持続可能な開発といった近年の環境法上の概念と、伝統的に資源配分を規律する衡平利用原則との調整が、河川条約制度における規律においていかに実現され、また具体化されているのかを検討することとした。そのことを通じて、国際河川分野におけるこれらの環境法上の概念の導入・発展の意義を具体的に解明すべく、関連する論点の抽出と検討を行うことを目的としている。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、持続可能な開発、予防原則といった近年の環境法原則が、国際河川制度における衡平利用原則の解釈適用にいかなる影響を与えつつあるのか、という観点から、論点の抽出と検討を行うことに射程を限定することとした。より具体的には、i) 国際河川法における持続可能な開発と衡平利用原則との関係の実証的検討、ii) 国際河川法における予防原則と衡平利用原則との関係の実証的検討、iii) 国際環境法における原則の機能に関する理論の精緻化、という3つの相互に関係する研究作業を、時期によりそれぞれの調査の比重を調整しつつ、また相互の研究成果を十分に反映させながら、主に進めていくこととした。なお本研究では、国際河川法の発展における影響力の大きさに加え、情報・資料収集に対する実際上の諸制約等を考慮して、特に欧州の国際河川条約制度に検討の焦点を絞ることとしたが、上述の研究目的を達成するのに必要な範囲で、できる限り検討の射程を広げていくよう努めた。

(2) 具体的な調査対象は、欧州を中心とする各国際河川条約と関連文書のほか、同地域の実行に大きく影響を受けている、国際法委員会・国際法協会等の国際法典化文書やパルプ工場事件国際司法裁判所判決（2010年）等の国際裁判例、並びに、上記のi)～iii)に関する学説を中心とする。これらに関わる資料・知見等の収集は、関連和書・洋書の購入、大学等の附属図書館の訪問、国際機関等への訪問調査等を通じて、資料・知見の収集を実施した。また研究会・学会等の機会を活用して、専門家との意見交換等も積極的に行うこととし、また中間成果等の洗練にも努めた。

4. 研究成果

(1)

① 持続可能な開発概念と衡平利用原則の関係については、まず持続可能な開発が環境保護・経済発展・社会発展という価値の統合を目的に衡平を要請する抽象的概念であることを確認したうえで、その法的地位と機能について、学説と裁判例の整理・検討を行った。その結果、その法的地位の問題については（慣習国際法か、法の一般原則か、或いは非法の領域にある概念か）見解が分かれるものの、その機能については、それ自体国家行為の違法性の基準であるというよりは、国際法規範の定立・解釈といった次元で機能する概念としてみるべきだと理解が定着しつつあることが明らかにされた。

② ①の検討結果をふまえて、またそれを検証するという狙いも視野に入れながら、持続可能な開発概念の提唱・承認が、国際河川法における衡平利用原則の解釈適用にいかなる変容をもたらしつつあるのかという問題を設定し、検討を加えた。その結果、i) 持続的利用・水路の保護といった目的・条件を付加した形での衡平利用原則の再定式化、ii) 利用の衡平性の判断における考慮事項の変容（環境保護・資源保全等の要素の付加、iii) 水利用間の階層性の設定（不可欠な人間のニーズの優先性）、iv) 環境保護、社会開発に関する実体法規範の定立と衡平利用原則との調整、v) 越境環境影響評価・公衆参加等の手続法規範の発展、といった様々な側面での法制度の発展傾向を見出すことが出来た。このように、従来衡平利用原則に基づいて河岸国の水利権の調整を目的としてきた国際河川の非航行利用に関する国際法制度は、近年の持続可能な開発概念の提唱により、特に環境保護や社会開発分野の価値や規範との調整が図られ、またその結果、利用の持続可能性や個人の権利といった考慮を含むようにその規範的射程を拡大しつつある。このように、持続可能な開発概念は、衡平利用原則のようにそれ自体国家の行為の違法性の基準とは言えなくても、同原則の解釈適用に環境保護や人権の考慮を統合することを正当化・要請するという役割を果たしていることを明らかにした。なおこの研究成果の多くは、後述の図書①で公表している。

(2)

① また本研究では、以上の検討結果を踏まえて、予防原則と衡平利用原則の調整という観点から、特に手続法規範の発展に着目した。前述のパルプ工事事務で実際に論点となったように、事前協議や越境環境影響評価といった手続法規範の発展には、その違反を根拠とした問題活動の事前差止の法理を見出すことが不可能ではないと考えられるからである。

② そこで本研究では、国際河川法における手続的義務の違反はいかなる法的帰結を伴うのかという問題を設定し、学説・実行・裁判例を検討した。その結果、i) パルプ工場事件国際司法裁判所判決では、手続的義務の違反の法的帰結も国家責任法が規律することが明らかにされたが、従来の学説や法典化文書においてはこの点必ずしも自明ではなく、立証基準の緩和といった手続上の特別な帰結を検討する余地が十分に認められること、ii) パルプ工場事件判決は手続的義務に基づく関連国の協力期間中は、工場の「不建築義務」があることを示したが、その不建築義務が妥当する期間の判断に、少なくとも越境環境影響評価の不実施が影響すると考えるべきこと、を明らかにした。河川法における予防原則の実行・学説を見ても、予防原則はこれらの方向の主張の根拠を提供しうる。以上のように、衡平利用原則と予防原則の調整の1つの具体的な局面が、国際河川法上の手続的義務違反の帰結の処理に見出せることを論じた。この研究成果の一部は、後述の学会発表①・②で公表しており、また今後論文の形でも公表の準備を進めている。

(3)

① 以上の(1)・(2)の検討結果は、国際環境法の「原則」の機能のさらなる理論化の手がかりを提供しているように考えられる。こうした「原則」を論ずる国際環境法学者の大半は、Ronald Dworkinによる「法準則」と「法原則(原理)」の区別を参照するが、Dworkinの議論にどこまで依拠しているかは、実は論者によって様ではなく、また定かでないことが多い。しかしながら、「一義的に法的問題への答えを提供する法準則とは異なり、法原則は法的問題に対する推論を一定の方向に導くにとどまる」という法原則の機能の基本理解については、これらの論者によってほぼ共有されている。そして上の(1)・(2)の検討結果は、持続可能な開発や予防原則といった概念が、その厳密な法的地位の問題を残しつつも、少なくともこうした基本理解と類似する機能を果たしうることを実証しているといえる。

② ただし上述の検討結果は、i) 衡平利用原則という従来の法制度の中核的規範との調整のプロセスを通じて、これらの法原則の具体的な意義が明確になること、またそれゆえに、ii) それぞれの概念が具体的に如何にしてかかる機能を果たしうるかについては、そうした制度の中核的規範との具体的な調整の在り方をふまえて、個別に検討する必要があることを示してもいる。そしてここで言う、中核的規範との具体的な調整は、i) 中

核的規範の解釈、ii) 中核的規範を実現するための規則の定立、iii) 中核的規範及びそれを実現するための規則の違反の法的効果、という少なくとも3つの局面で展開されることが示されたといえる。なお予防原則に関する法的機能の理論的・実証的検討の成果の一部については、後述の雑誌論文①・②や図書②において公表している。

③ 多くの論者が一見したところは依拠している Dworkin の議論に立ち返ってみると、予防原則や持続可能な開発といった概念の法的意義を理解するにあたって、さらに深く検討すべき課題を見出すことができる。第1に、法原則はいかに特定されるべきなのかという問題がある。Dworkin の議論に沿って考えれば、法原則は必ずしも特定の成立形式を必要とせず、判例・法的文書・政治的文書等の資料に多くの支持が見いだせるほど、法原則としての主張が強化されるという性格をもつ。この点につき、上述の(1)・(2)の検討結果をみる限り、持続可能な開発や予防原則が上述のような機能を果たすにあたって、国際慣習法としての地位は必ずしも前提とされていないように思われる。第2に、法原則は単独で国家行為の違法性の判断基準たりうるのか、という問題がある。Dworkin の議論によれば肯定されることになりそうだが、上述の検討結果からすると、特に持続可能な開発概念については、そこまでの機能を見出すのは難しいのではないかと考えられる。また第3に、Dworkin は政策と法原則の区別も論じており、前者が達成されるべき目標を設定する基準であるのに対して、後者は正義や公正など道徳上の要請であるがゆえに守られるべき基準であるとの議論も展開していた。この点についても、この区別に依拠するならば、少なくとも持続可能な開発概念は政策としての性格が強いように考えられる。最後の2点が示唆するのは、上述のように類似した機能を指摘できるとしても、法規範として持続可能な開発と予防原則を一律に論ずることは難しいという点であろう。

④ 本研究成果の地域特殊性・分野特殊性にも慎重に配慮しつつ、上で示した理論的課題をさらに一般的に検討していくことが、国際環境法上の「原則」と呼ばれる諸概念の法的意義をより精緻に理論化していくための、主たる今後の課題となろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 堀口健夫、国際海洋法裁判所の暫定措置

命令における予防概念の意義(2)、北大法学論集、査読無、61巻3号、2010、225-264

② 堀口健夫、国際海洋法裁判所の暫定措置命令における予防概念の意義(1)、北大法学論集、査読無、61巻2号、2010、238-272

[学会発表] (計2件)

① Takeo Horiguchi, Significance of the Proceduralization of International Environmental Law under the Concept of Sustainable Development: An Examination of Legal Consequences of a Breach of the Procedural Norms related to Use of Shared Water Resources, the 2012 Japanese Society of International Law International Conference with Korean Society of International Law, 6 Oct 2012, Tokyo Big Sight, Tokyo.

② Takeo Horiguchi, The Influence of Sustainable Development on the Proceduralization of International Watercourse Law, European Society of International Law (Interest Groups on International Environmental Law and International Economic Law), 12 Sep 2012, Valencia University (Spain).

[図書] (計2件)

① 堀口健夫、第7章:「持続可能な発展」概念の法的意義: 国際河川における衡平利用規則との関係の検討を手掛かりに、環境法体系(新美育文・松村弓彦・大塚直/商事法務)、依頼論文、2011、155-182

② 堀口健夫、第9章: 地球温暖化防止の国際法制度と予防原則、持続可能な対炭素社会Ⅲ: 国家戦略・個別政策・国際政策(吉田文和・藤井賢彦・深見正仁編/北海道大学出版会)、依頼論文、2011、187-205

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

ホームページ等

http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/44014/1/HLR61-3_005.pdf

http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/43657/1/HLR61-2_004.pdf

6. 研究組織

(1)研究代表者

堀口 健夫 (HORIGUCHI TAKEO)
北海道大学・大学院公共政策学連携研究
部・准教授
研究者番号：10374175

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし